
東京証券取引所 CLUB CABU News (No. 4162) 2017/3/14

<http://www.jpx.co.jp/>

★日本取引所グループ公式 Facebook

<https://www.facebook.com/TokyoStockExchange>

★東証公式 twitter 「東証あろーずくん」

https://twitter.com/tse_pr

★日本取引所グループ公式 YouTube チャンネル

<https://www.youtube.com/channel/UCnZA74T8a8dEbavWRq8F2nA>

【本日の目次】

1. 市況情報

- ◆本日の株価指標等
- ◆第一部前・後場概況

2. マーケットニュース

3. セミナー情報

4. コラム

- ◆証券取引等監視委員会からの寄稿

※ 以下については、証券取引等監視委員会のウェブサイト掲載にあたり、上記目次4. コラムを抜粋しております。

- ◆証券取引等監視委員会からの寄稿

投稿No. 178

◆ 最近の取引調査に基づく勧告について ◆

証券監視委は、取引調査の結果に基づいて、以下の事案について課徴金納付命令勧告を行いました。

・ H29.2.10 ロングライフホールディング株式会社及び株式会社サンワカンパニー社員によるインサイダー取引

(http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2017/2017/20170210-1.htm)

・ H29.2.24 株式会社モルフォ役員及び社員 9 名（うち同社従業員持株会会員 7 名）によるインサイダー取引

(http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2017/2017/20170224-1.htm)

(1) ロングライフホールディング株式会社及び株式会社サンワカンパニー社員によるインサイダー取引に対する課徴金納付命令の勧告について

【事案の概要・特色等】

本件は、上場会社の様々な情報に触れる立場にある者が、職務上知った重要事実を利用してインサイダー取引を行ったという典型的な事案です。本件課徴金納付命令対象者（以下、本節において「対象者」といいます。）は、対象者が勤務していた上場会社で、職務上知った重要事実を利用してインサイダー取引を行い、その後、転職した上場会社においても同様にインサイダー取引を行いました。その結果、課徴金勧告納付命令の対象となった重要事実が、合計 4 件にも及んだ悪質な事案です。

また、対象者は、インサイダー取引が証券監視委や証券取引所等に見つからないように、他人名義の複数の証券口座を使って取引し、更に、それぞれの取引を意図的に少額としていました。

証券監視委は、このような借名取引や小規模な取引等であろうとも、厳正に取引調査を実施し、法令違反が認められれば課徴金勧告を実施しています。

改めて、重要事実を知りうる立場にある上場会社の役職員がインサイダー取引を行った場合、発覚しないことはないということを、上場会社に勤務する役職員に強く認識していただければ幸いです。また、各上場会社にはインサイダー取引未然防止のために社内規程が整備されていると思いますが、今一度、社内規程を精読のうえ未然防止に努めていただきたいと思います。

本件が広く周知されることにより、インサイダー取引の抑止効果が発揮され

ることを期待しています。

(2) 株式会社モルフォ役員及び社員 9 名（うち同社従業員持株会会員 7 名）によるインサイダー取引に対する課徴金納付命令の勧告について

【事案の概要】

本件は、課徴金納付命令対象者（以下、本節において「対象者」といいます。）が10名の事案です。

対象者(1)は、株式会社モルフォ（以下「モルフォ」といいます。）の役員、対象者(2)はモルフォの社員、対象者(3)は当時モルフォの社員でしたが現在は退職している者ですが、3名が、その職務に関し、同社の業務執行を決定する機関が、株式会社デンソーとの業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実（以下「本件事実」といいます。）を知りながら、本件事実が公表される前に、自己の計算において、モルフォ株式を買い付けています。

対象者(4)～(10)は、モルフォの社員または当時社員でしたが現在は退職している者ですが、7名がその職務に関し、本件事実を知りながら、モルフォ従業員持株会への自らの拠出金を増額または同持株会へ入会し、本件事実の公表がされる前の平成27年10月と11月に、モルフォの他の従業員持株会会員と共同してモルフォ株式を買い付け、それぞれが自己の計算において、上記増額行為または入会行為に係る拠出金で持分株数を得ています。

【事案の特色等】

本件は、上場会社の従業員持株会による買付けがインサイダー取引に係る課徴金納付命令の対象となる初の勧告事案です。

持株会による買付けについては、「一定の計画に従い」「個別の投資判断に基づかず」「継続的に行われる」場合は、インサイダー取引規制の適用除外となりますが、上記の要件を欠く場合には、適用除外の対象とはなりません。しかしながら、上場会社等の役職員において、持株会による買付けは、全てインサイダー取引規制の適用除外となるとの誤解が生じているおそれがあります。そのため、未公表の重要事実を知った後に持株会に入会したり、拠出金を増額したりする行為は適用除外の対象とはならないことを改めてご理解いただきたいと思えます。

日本証券業協会制定の「持株制度に関するガイドライン」では、持株会への入会や拠出金額の変更の申し出に際し、未公表の重要事実の知得について持株会理事長が審査をすることになっています。しかしながら、審査態勢が十分に

整備されていないなど内部管理態勢に不備があれば、インサイダー取引の未然防止にはつながりません。

また、上場会社等の役職員による自社株売買に関し、自社株式売買届出書の提出や承認等を定めたインサイダー取引防止規程が整備されていても、重要事実を適切に管理する態勢や承認者が適切な判断を下すための態勢が整備されていなければ、インサイダー取引を未然に防止できないことになります。

上場会社等におかれましては、本事案を契機として、インサイダー取引を未然に防止するための規程を適時見直すなど整備するとともに、これを適正に運用する態勢を整備していただくことを期待しています。

■証券取引等監視委員会ウェブサイト

<http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm>

■証券取引等監視委員会では、その活動状況やウェブサイトの更新情報などを配信しています。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>